

【別表1】 児童発達支援・放課後等デイサービス (定員20人)

基本	児童発達支援(主に未就学児)		557 単位	
	放課後等デイサービス	放課後に行う場合(区分1の1)	440 単位	
		学校休業日に行う場合(区分1)	529 単位	
加算	① 一日あたり	児童発達支援	8 単位	
		有資格者配置	放課後等デイサービス 放課後に行う場合	6 単位
			学校休業日に行う場合	8 単位
		児童指導員等加配加算(Ⅰ)	139 単位	
	児童指導員等加配加算(Ⅱ)	103 単位		
	福祉専門員配置等加算Ⅲ	6 単位		
	強度行動障害児支援加算 ※対象障害児のみ	155 単位		
	② 一回	欠席時対応加算(月4回まで)	94 単位	
	送迎加算(片道につき)	54 単位		
	③ 一月	利用者負担上限管理加算(当事業所が上限管理する場合)		150 単位
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ		児童発達支援	所定単位×3.1%×0.9	
	放課後等デイサービス	所定単位×3.3%×0.9		

※所定単位・・・基本と福祉・介護職員処遇改善加算以外の各加算を算定した単位数の合計

ご利用料金の計算方法

(①×月利用日数+②+③)×地域区分(10.36円)=総費用額

総費用額×0.1=利用者負担額(ご利用料金)

※【別表1-1】の利用者負担上限月額以上の料金はかかりません。

※その他利用状況により実費料金がかかります【別表2】

例：放課後等デイサービスで平日に月10日利用。学校へのお迎えあり、上限月額4,600円の場合

所定単位 (440単位+6単位+139単位+103単位+6単位+54単位)×10日=7,480単位

福祉・介護職員処遇改善加算 7,480単位×0.033×0.9=222単位

総費用額 (7,480単位+222単位)×10.36円=79,792円

利用者負担額 79,792円×0.1=7,979円

ただし、上限月額を超えているので、利用者負担額は4,600円となります。

加算項目の説明

有資格者配置	指導員の内、1人以上が児童指導員等である
児童指導員等加配加算(Ⅰ)、(Ⅱ)	配置基準より1人以上多く配置かつ、うち2人以上が児童指導員等である
福祉専門員配置等加算Ⅲ	常勤者の内、事業所に3年以上従事しているスタッフの割合が30%以上
強度行動障害児支援加算	強度行動障害児に研修修了者によるサービス提供を実施した場合に適用
欠席時対応加算(月4回まで)	急病等で欠席日の当日、前日、前々日に欠席の連絡があった場合に適用
送迎加算(片道につき)	利用者の自宅又は学校～事業所の送迎を行った場合
利用者負担上限管理加算	当事業所が上限管理を行った場合
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ	直接処遇職員の待遇を改善するための加算

【別表 1-1】 利用者負担上限月額

区分	対象となる人	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	住民税非課税の人	0円
一般1	障害児(加齢児及び施設入所者を除く)	4,600円
一般2	住民税課税の方	37,200円

【別表 2】 実費料金表

項目	説明	料金
給食代	昼食に係る調理及び食材料に係る費用	500円
おやつ代	おやつに係る費用	150円
サービス 提供時間外 のご利用料金	1時間あたり(30分単位)	850円
	夜間割増料金(18時～22時)1時間あたり	200円
	深夜早朝割増料金(22時～8時)1時間あたり	400円
	日祝割増料金 1時間あたり	200円

【別表 3】 キャンセル料

健康上の理由によるもの 利用予定日の前日 18時までに申し出があった場合	無料
健康上以外で、利用日前日 18時以降に申し出があった場合	介護給付費の5割

※欠席時対応加算を算定した場合はキャンセル料を頂きません。